

茂原都市計画地区計画の変更（茂原市決定）

都市計画緑ヶ丘地区地区計画を次のように変更する。

	名 称	緑ヶ丘地区地区計画
	位 置	茂原市緑ヶ丘1丁目、緑ヶ丘2丁目、緑ヶ丘3丁目、緑ヶ丘4丁目及び緑ヶ丘5丁目の各一部の区域
	面 積	約 80.7 h a
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、茂原市西部丘陵地に位置し、千葉県住宅供給公社により開発された住宅団地で、既に計画的な住宅地の土地利用及び施設配置が行われ、良好な住環境が形成されている。</p> <p>このため、地区計画を策定することにより、住宅地としての環境の維持、保全をしていくことを目標とする。</p>
	土地利用の方針	緑豊かで潤いのある良好な住環境を形成させるため、一般型住宅地区・田園型住宅地区及びコミュニティーセンターを中心とする商業・業務・医療施設等のセンター地区の3地区に区分し、計画的な土地利用を図る。
	地区施設の整備方針	地区の中心に配置された幹線街路を軸に、計画的に区画街路及び公園緑地が整備されているので、この地区施設の機能が損なわれないよう維持、保全を図る。
	建築物等の整備方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の意匠の制限を行い、宅地内の緑化の推進を図ることにより、良好な住宅地としての環境の形成とその維持、保全を図る。

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	名称	住宅地区（一般型）	住宅地区（田園型）	センター地区
		面積	約 58.3ha	約 14.6ha	約 7.8ha	
		次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。				
		建築物等の用途の制限	1. 長屋 2. 共同住宅、寄宿舎又は下宿	1. 長屋 2. 共同住宅、寄宿舎又は下宿	1. 長屋、寄宿舎又は下宿	
		建築物の敷地面積の最低限度	160 m ²	240 m ²	160 m ²	
		壁面の位置の制限	建築物の外壁面、又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は 1.0m以上とする。 ただし、以下のものはこの限りではない。 1. 玄関のポーチ柱 2. 車庫及び 10 m ² 未満の物置 3. 床面積に算入しない出窓	建築物の外壁面、又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は 1.9m以上（ただし、物置は、1.0m以上）、道路境界線までの距離は 2.9m以上（ただし、幹線道路、準幹線道路は 1.9m以上）とする。 ただし、以下のものはこの限りではない。 1. 車庫 (車庫は屋根だけの建築とし、前後、左右の壁面等を建築してはならない。) 2. 床面積に算入しない出窓	建築物の外壁面、又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は 1.0m以上とする。 ただし、以下のものはこの限りではない。 1. 玄関のポーチ柱 2. 車庫及び 10 m ² 未満の物置 3. 床面積に算入しない出窓	
		建築物の形態又は意匠の制限	建築物の外壁面、又はこれに代わる柱の色彩は、周囲の環境と調和した色彩とする。	建築物の外壁面、又はこれに代わる柱の色彩は、周囲の環境と調和した色彩とする。		

「区域、地区整備計画の区域、地区の区分及び幹線・準幹線道路境界線からの壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由：上位法の改正に伴う規程の整序を行うため、地区計画を変更するものである。

茂原市告示第 号
平成 30 年 4 月 1 日

緑ヶ丘地区の地区計画の変更について

